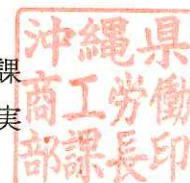


商産第1872号
平成25年2月7日

一般社団法人沖縄県高圧ガス保安協会
会長 渡口 彦則 殿

沖縄県商工労働部産業政策課
課長 金良 実



高圧ガス保安法に基づく容器再検査の適切な実施について（依頼）

平素より沖縄県の高圧ガス保安行政の推進につきましては、日頃から御理解、御協力いただき厚く感謝申し上げます。

長野県内にある容器検査所（日通商事株式会社）において、高圧ガス保安法第49条に定める容器再検査（耐圧試験）を実施せずに合格させ、出荷するという違反事例が発生しています。

つきましては、協会会員の皆様方へ本事例について情報提供を行い、容器再検査の適切な実施を周知していただきますよう、ご協力のほどよろしく申し上げます。

記

1. 発生した法令違反の内容

高圧ガス保安法

- 第49条第1項 検査の一部である耐圧試験を省いて検査合格としていた。
- 第49条第3項 検査をしていない容器に刻印をしていた。
- 第52条第3項 検査主任者がその職務を適正に行っていなかった。
- 第60条第1項 帳簿を改ざんし合格としていた。

詳細は別紙のとおり



商工労働部産業政策課
産業基盤班 島袋

TEL : 098(866)2330

FAX : 098(866)2440